## 障がい者支援団体への助成金選考規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人あすたむ舎(以下「当法人」という。)が、定款第4条 第3号の事業を行うに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象団体)

第2条 この規程に基づく助成金の支給対象は、社会福祉法人、特定非営利活動法人、認定 特定非営利活動法人及び3年以上の公益活動を行っている団体とする。

(助成金額)

第3条 助成金額は1団体につき1件とし、30万円以内とする。なお、総額は600万円 以内とする。

(選考対象)

- 第4条 障がい者の社会参加と自立を促進し、地域社会と共に心豊かな日常を送り、社会福祉の向上に貢献する活動とする。
  - (1) 芸術、文化活動に係る活動費(音楽会、展覧会等)
  - (2) スポーツ等心身の向上を図るための活動費
  - (3) 地域住民と共に実施する活動費
  - (4) その他本条文に合致する活動

(選考基準)

第 5 条 当法人の目指す「障がい者の社会参加と自立を促進し、地域社会と共に心豊かな 日常を送り、共生社会の実現」という目的を最も具現化していると思われる計画で あることを基準として選考する。

(助成金の使途)

第6条 助成金の使途は、選考の対象となった活動に必要な直接経費とし、人件費等は除く ものとする。

(募集方法)

第7条 助成金の希望団体(以下「申請者」という。)への募集は、助成金募集要項を当法 人のホームページ上に掲載することにより行う。

(実施期間)

第8条 助成金の対象となる実施期間は、助成金支給決定後1年以内とする。

(申請手続)

- 第9条 当法人は、公募により助成金の申請を募集するものとする。
  - 2 助成金を希望する団体は、申請書をこの法人が定める申込期日までに提出するものとする。
  - 3 当法人は、必要があると認めるときは、申請者に対して追加の書類等の提出を求めることができる。

(決定)

第10条 支給対象団体の決定は、選考委員会の選考を経て、理事会で決定し、理事長が決 定団体に対し決定事項及び金額を文書で通知する。

(支給手続)

第11条 当法人は、前条に基づき決定した助成金を直接、団体名義の口座に送金して行う ものとする。なお、振込手数料はこの法人の負担とする。

(助成金の返還)

- 第12条 支給決定が次の各号の一に該当すると認められる場合には、当法人は、支給した助成金の全部又は一部の返還を請求することができる。
  - (1) 申請書に記載された活動を実施しなかったとき
  - (2) 助成金を申請目的以外に使用したとき
  - (3) 申請者の内容に虚偽の記載が判明したとき
  - (4) 対象となる計画が中止になったとき
  - (5) 前各号のほか、理事会が適当でないと判断したとき

(実施報告)

第13条 助成金の支給を受けた団体は、実施対象期間が終了したときは、実施報告及び収 支報告等をこの財団に報告しなければならない。

(助成金対象団体の公表)

第14条 当法人は、助成を行った団体の公表を実施するものとする。

(規程の改廃)

第15条 この規程の改廃及びこの選考規程の実施に関する必要な事項は、理事会の決議 により行うものとする。

## 附則

この規程は、令和5年4月3日から施行する。